

## 志木市地区担当職員設置規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、広聴及び広報に関する活動並びにまちづくりの担い手として、地区（上宗岡、中宗岡、下宗岡、本町、幸町、館及び柏町のそれぞれ全域をいう。以下同じ。）におけるまちづくりを担当する職員（以下「地区担当職員」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 市は、各地区に地区担当職員を置く。

2 地区担当職員は、次に掲げる職員のうちから市長が任命する。

(1) 公募に係る応募をした職員

(2) 部局長が推薦し、市長が指名する職員

3 地区担当職員の人数は、1の地区ごとに、次の表の左欄に掲げる職名の区分に応じ、同表の右欄に定める人数とする。

職名	人数
主幹又は専任主幹	1人
主査	1人
主任、主事、主事補、技師、技師補、栄養士、保育士又は保健師	3人

4 1の地区に担当長1人を置き、主幹又は専任主幹の職にある職員をもって充てる。

5 1の地区に副担当長1人を置き、主査の職にある職員をもって充てる。

### (職務)

第3条 地区担当職員は、自己の職務に支障のない限り、次に掲げる職務を行う。

(1) 市政に関する情報提供に関すること。

(2) 地区住民及び地区担当職員によって構成するまちづくりの推進のための会議の調整に関すること。

- (3) 地区におけるまちづくり事業に対する支援に関すること。
- (4) 地区におけるまちづくりの計画の策定に対する助言に関すること。
- (5) 地区住民からの市に対する意見、要望等の聴取に関すること。
- (6) その他設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

2 担当長は、当該担当長の所属する地区における地区担当職員の事務を掌理し、その事務を処理するため、地区担当職員を指揮監督する。

3 副担当長は、担当長を補佐し、担当長に事故があるとき、又は担当長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 地区担当職員の任期は、2年以内とする。

(報告)

第5条 担当長は、地区担当職員が第3条第1項各号に掲げる職務を行ったときは、地区担当職員活動報告書（別記様式）により当該職務を行った日から14日以内に市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告に基づき、地区担当職員及び関係職員に対し、必要な指示を与えることができる。

(会議)

第6条 地区におけるまちづくりの推進のための課題の把握及び情報交換を行うため、地区担当長連絡会議及び地区担当職員連絡会議を設けるものとする。

2 地区担当長連絡会議は、各地区の担当長をもって組織する。

3 地区担当職員連絡会議は、各地区の地区担当職員をもって組織する。

(会議の記録等)

第7条 地域推進室長は、地区担当長連絡会議及び地区担当職員連絡会議の経過及び結果を記録し、保管しておかななければならない。

2 地域推進室長は、前項の規定により記録した書面を、別に定めるところにより公表するものとする。

(庶務)

第8条 地区担当職員に関する庶務は、市民生活部地域推進室において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、地区担当職員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この訓令は、平成26年10月10日から施行する。

(任期の特例等)

- 3 この訓令の施行の日後最初に任命する地区担当職員の任期は、第4条の規定にかかわらず、任命の日から平成28年6月30日までとする。
- 4 地区担当職員の任期中に職名の変更があったときは、当該地区担当職員の任期が満了する日までの間において、引き続き任命された日の職名の区分に応じて職務を行うものとする。